

# 筑前町平成23年度決算における「健全化判断比率」・「資金不足比率」について

平成 24 年 9 月 24 日 筑前町財政課

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成 20 年 4 月から一部施行され、地方公共団体は、毎年度、実質的な赤字や外郭団体を含めた実質的な将来負担等に関する指標である「健全化判断比率」( 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)と公営企業ごとの「資金不足比率」を議会に報告し、公表することが義務化されました( 1)。

健全化判断比率のうち、いずれかが早期健全化基準( 2)以上である場合には、「財政健全化計画」を策定し、財政再生基準( 3)以上である場合には、「財政再生計画」を策定して健全化に努めることになります。

同様に、資金不足比率については、経営健全化基準以上である場合には「経営健全化計画」を策定して健全化に努めることになります。

1 毎年度4つの健全化判断比率を監査委員の審査を受け、議会に報告し、公表しなければなりません。

2 健全化判断比率のうち、いずれかが早期健全化基準以上の場合には、議会の議決を経て、財政の状況が悪化した要因の分析を踏まえ、必要最小限度の期間内に、実質赤字比率は赤字を解消すること、ほかの3つの比率は基準値未満とすることを目標として財政健全化計画を定め、速やかに公表するとともに、総務大臣・県知事へ報告する必要があります。

3 将来負担比率以外のいずれかが財政再生基準以上の場合も早期健全化基準と同様の手続きが必要となり、「財政再生計画」の策定が義務付けられます。当然のことながら、早期健全化計画よりも厳しい内容となります。

## (1) 筑前町の比率の対象

| 筑前町                        |                                    | 一部事務組合等   | 広域連合                            | その他                                |
|----------------------------|------------------------------------|---|---------------------------------|------------------------------------|
| 一般会計                       | 特別会計                               | 甘木朝倉広域圏(消防等)<br>サン・ポート(ごみ)<br>筑慈苑(火葬)<br>両筑苑(し尿)<br>県南水道企業団(上水道)<br>など12団体に加入 | 介護保険広域連合<br><br>後期高齢者医療<br>広域連合 | 土地開発公社<br><br>ファーマーズマーケット<br>みなみの里 |
| 普通会計<br>(一般会計・住宅新築資金等貸付事業) | 公営事業会計<br>(国民健康保険<br>・後期高齢者医療)     |   |                                 |                                    |
|                            | 公営企業会計<br>(水道・公共下水<br>農業集落排水・工業用地) |   |                                 |                                    |
| 実質赤字比率                     |                                    |   |                                 |                                    |
| 連結実質赤字比率                   |                                    |   |                                 |                                    |
| 実質公債費比率                    |                                    |   |                                 |                                    |
| 将来負担比率                     |                                    |   |                                 |                                    |
| 資金不足比率                     |                                    |   |                                 |                                    |

## (2)平成23年度算定結果

(単位:%)

|         |          | 平成23年度算定値 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|---------|----------|-----------|---------|--------|
| 健全化判断比率 | 実質赤字比率   |           | 13.83   | 20.00  |
|         | 連結実質赤字比率 |           | 18.83   | 30.00  |
|         | 実質公債費比率  | 14.6      | 25.0    | 35.0   |
|         | 将来負担比率   | 104.7     | 350.0   |        |

実質赤字比率と連結実質赤字比率は、赤字でない限り比率がないものとされます(「」と表示)。

なお、実質収支は2.4億円(3.17%)の黒字、連結実質収支は3.7億円(4.76%)の黒字です。

|        | 公営企業特別会計名 | 平成23年度算定値 | 経営健全化基準 | 資金剰余額    |
|--------|-----------|-----------|---------|----------|
| 資金不足比率 | 水道事業会計    |           | 20.0    | 83,621千円 |
|        | 公共下水道事業   |           |         | 3,607千円  |
|        | 農業集落排水事業  |           |         | 802千円    |
|        | 工業用地造成事業  |           |         | 970千円    |

## (3)各比率の説明

**実質赤字比率**

福祉、教育、まちづくりなどを行う筑前町一般会計等の赤字額(歳入総額 - 歳出総額)を標準財政規模(1)と比較して指標化し、財政運営の深刻度を示します。

地方公共団体の会計年度(4月～3月)における歳出は、歳入の範囲内で行うことが原則であり、歳入が歳出を下回る赤字は望ましくありません。この赤字を解消できないと、翌年度に繰り越されることとなりますが、翌年度でも赤字分の歳入確保または歳出削減ができなければ、さらに繰り越され、累積していくことになってしまいます。

平成23年度は赤字でないため、本比率は「該当なし」となりました。

1 自治体の一般財源の規模を表すものです。町税などの標準税収入と普通交付税、それに臨時財政対策債を加えたものとなります。平成23年度の筑前町の標準財政規模は7,703,158千円です。

**連結実質赤字比率**

筑前町が持つ全ての会計の赤字と黒字を合算(連結)して、資金不足の程度を把握し、標準財政規模と比較して指標化し、筑前町全体の運営の深刻度を示します。

筑前町の会計は、一般会計の他に、料金収入等を主な財源として事業を実施する下水道などの公営企業等複数の会計があります。一般会計が黒字でも、別の会計に赤字が多くあれば、全体として見たときの財政状況がいいとは言えません。例えば、料金収入を財源として独立採算で行う事業(水道や下水道)で赤字が出た場合、その経営努力と料金収入で解消することが原則ですが、不可能な場合は、一般会計がその赤字に対処しなければなりません。

平成23年度は全会計が黒字で、本比率は「該当なし」となりました。

## 実質公債費比率

筑前町の借金返済とそれと同様の経費の額を指標化し、資金繰りの危険度を示します。

普通会計の公債費(借金返済)だけでなく、公営企業などの特別会計の公債費に対して一般会計から繰り出す経費(繰出金)や、近隣市町村との組合(一部事務組合)により整備したごみ処理施設(サン・ポート)や、し尿処理施設(両筑苑)が支払う公債費に対する経費(負担金)など、公債費と同じような歳出も加算した実質的な公債費を標準的な年間収入と比較して指標化したものが「実質公債費比率」です。

この比率が高まると、多重債務団体とみなされ、新たな地方債の発行が認められなかったり、返済に充てるための経費増加で、ほかのことに使う財源が不足することになり、赤字に転落する可能性が出てきたりします。

また、この比率は、過去3カ年の単年度比率の平均値となっています。

平成23年度は14.6%となり、前年度比+0.2%となりました。早期健全化基準(25.0%)、財政再生基準(35.0%)を下回っており、また、地方債の発行について総務大臣の許可が必要となる基準(18.0%)よりも下回っています。ただ、依然として10%を超えており、今までの借入に対する返済のピークは、一般会計で平成25年度、上下水道会計では平成30年度以降と見込まれますので、今後も基準値を超えないよう努める必要があります。

## 将来負担比率

筑前町の普通会計の借金残高などの将来の負担の程度と、基金など借金返済に充てることのできる将来の財源の程度を指標化し、今後の財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示します。

筑前町の普通会計が今後支払っていく負債(負担)には、借金のほか、公営企業会計の借金に対する繰出金、一部事務組合の借金のうち筑前町が負担する分、職員の退職金などがあります。

それに対して、その負債を減らすことができると見込める財源として、基金(貯金)や借金に対して交付される普通交付税などがあり、それらを差し引いた残りの負債が普通会計の標準的な年間収入の何年分かに当たるかを示したものが「将来負担比率」です。

この比率が高い場合、将来こうした負担を実際に支払っていかなければならないため、今後の財政運営が圧迫されるなどの問題があります。

平成23年度は104.7%となり、前年度比+26.4%となりました。主な要因としては、水道事業会計への繰入見込額の増が挙げられます。早期健全化基準(350.0%)は大幅に下回っています。

## 資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示します。

筑前町が持つ公営企業の経営状況を、公営企業の料金収入に対する資金不足の規模で表したのが、「資金不足比率」です。この比率が高くなると、公営企業として経営に問題があるとみなされます。

平成23年度は全会計とも資金不足はありませんでしたので、本比率は「該当なし」となりました。